

公共施設の利活用における地域イニシアチブ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針（以下「基本方針」といいます。）に基づき、まちづくり協議会等の地域団体が、地域の課題解決及び活性化のため、市長に対して、廃止になった公共施設又は学校の余裕教室等を自らが主体となって利活用することを提案できる制度（以下「地域イニシアチブ」といいます。）を実施するに当たって必要な事項を定めるものです。

(提案主体)

第2条 地域イニシアチブにより市長に対して提案ができる主体（以下「提案主体」といいます。）は、地域内で活動を行っている団体等又は行おうとする団体等で、地域の課題解決を目的としていると市長が認める者とします。

2 前項に規定する者以外の団体等は、前項に規定する者と共同して提案することができます。

3 提案主体になろうとする者は、事前に前2項に掲げる提案主体としての要件を備えているかについて、市長の確認を得なければなりません。

4 市長は、前項の確認に当たっては、提案主体になろうとする者の概要、提案をしようとしている内容、その他市長が必要と認める事項について資料の提出又は説明を求めることとします。

5 市長は、前2項による確認をしたときは、その結果を提案主体になろうとする者に通知することとします。

(対象施設)

第3条 提案主体が地域イニシアチブにより提案することができる公共施設は、次の各号に掲げる施設の全部又は一部とします。

(1) 公共施設としての用途を廃止又は基本方針等において将来廃止することが見込まれている施設で、別に指定する施設をいう。

(2) 現に使用している公共施設のうち、貸室等として使用している室を除く有効活用が可能な施設の一部

(3) 学校及び幼稚園の余裕教室等として教育委員会が指定する教室等

2 市長は、前項に規定する指定に当たっては、指定に係る期間を定めることとします。

(提案申請)

第4条 第2条第3項から第5項までの規定により市長の確認を得た者（以下「提案者」といいます。）は、地域イニシアチブによる提案をしようとするときは、次に掲げる資料を添えて、市長に提出することとします。

- (1) 三田市地域イニシアチブ提案書
- (2) 提案に係る実施計画書（実施体制、収支計画、維持管理手法等）
- (3) 第2条第5項に規定する通知の写し
- (4) その他市長が定めるもの

(提案条件)

第5条 提案者からの地域イニシアチブによる提案は、提案者が自ら主体的に実施し、かつ、地域の課題解決及び活性化に資するとともに、市が目指す公共施設マネジメントの趣旨を踏まえたものであることとします。

(提案の採用)

第6条 市長は、第4条に規定する提案申請があったときは、前条及び第5項並びに関係法令との整合性等を審査し、提案の採用、一部採用又は不採用を決定し、提案者に通知します。

- 2 市長は、前項に規定する審査に当たって、必要に応じて、提案者から提案の内容について意見又は資料の提出を求めることができます。
- 3 市長は、提案の具現性等を担保し、より良い利活用とするために、提案の採用に際して条件を付することがあります。
- 4 市長は、提案の採用に当たり課題の整理及び調整等が必要であると認める場合は、期限を定めて継続協議とすることができます。
- 5 市長は、提案の審査に当たっては、法令に定める範囲内で、前条の趣旨を踏まえて、次に掲げる項目について確認することとします。

(1) 地域イニシアチブによる提案を行う施設（以下「提案施設」といいます。）に係る利活用の範囲

- (2) 提案施設を利活用する者
- (3) 提案施設を利活用する目的
- (4) 提案施設を利活用するに当たっての条件
- (5) 提案施設の維持管理に要する費用負担
- (6) 提案施設を利活用する期間

(7) 提案内容に反した場合の取扱い

(8) その他必要な事項

(財産)

第7条 提案施設における財産の管理及び処分については、当該提案施設の性質、提案主体及び提案内容により、法令、条例、規則等に定めるところによることとします。

(市の責務)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により提案を採用又は一部採用としたときは、速やかに提案施設の利活用ができるように提案者に協力します。

(提案者の責務)

第9条 提案者は、第4条に基づく提案の内容及び第6条に基づく提案の採用又は一部採用に係る条件等に即した利活用を行わなければなりません。

(教育財産に関する読替)

第10条 教育財産については、この要綱中「市長」とあるものは、「教育委員会」と読み替えるものとします。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。